

別表第1 デジタルサイネージ設置協議対象地区（第2条関係）

（1）デジタルサイネージを低層部に設置する場合

デジタルサイネージ設置 協議対象地区名 （重点届出区域地区名）	御堂筋地区、堺筋地区、四つ橋筋地区、 なにわ筋地区、土佐堀通地区、中之島地区
---------------------------------------	---

（2）デジタルサイネージを中層部に設置する場合

デジタルサイネージ 設置協議対象地区名	重点届出区域 地区名	対象街路	対象となる区域
大阪駅周辺 沿道地区	御堂筋地区	御堂筋（大阪環状 線～梅田新道交差 点）	北区梅田1丁目13番街区、梅田3丁目1 番街区、角田町8番街区のうち対象街路 に面する敷地
	四つ橋筋地区	四つ橋筋（阪神前 交差点～桜橋交差 点）	北区梅田1丁目8番・13番街区、梅田3 丁目1番街区のうち対象街路に面する敷 地
難波駅周辺 沿道地区	御堂筋地区	御堂筋（道頓堀橋 北詰交差点～難波 西口交差点）	中央区難波3丁目8番街区、難波4丁目 4番街区、難波5丁目1番街区のうち対 象街路に面する敷地

別表第2 デジタルサイネージ設置基準（第4条関係）

(1) デジタルサイネージを低層部に設置する場合

協議対象地区名	御堂筋地区、堺筋地区、四つ橋筋地区、なにわ筋地区、土佐堀通地区	御堂筋地区及び堺筋地区の内、長堀通以南	土佐堀通地区の内、谷町筋～四つ橋筋の間の北側敷地	中之島地区
前提条件	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮したものとする。（※1） ・設置者による内部取扱規定を設けていることとする。 			
設置位置、形態・意匠の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・設置位置は、建築物の1階まで（※2）とし、設置形態は、壁面への設置及び自立型設置とする。 ・壁面に突出し、また、天井に吊り下げて設置することは不可とする。 ・壁面に設置する場合は、建築物と一体的な形態・意匠とすること。また、窓面をふさがないように設置することとする。 			
	—	—	・水辺側に向けての設置は不可とする。	・水辺に直接面する敷地について、水辺側に向けての設置は不可とする。
大きさ（1か所）の基準（※3）	2㎡以下とする。	5㎡以下とする。	2㎡以下とする。	2㎡以下とする。
総量の基準	5㎡以下とする。ただし、敷地面積が2000㎡を超える場合は、2000㎡を超える部分（A㎡）の割合（A/2000）に応じて、一敷地における合計面積を加算（5㎡×A/2000）することができる。			
快適な街路景観創出のための基準	2㎡以下とする場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒューマンスケールに配慮した高さや幅（※4）とする。ただし、これによらない場合は、本市との個別協議により決定することとする。 ・自立型設置の場合、通行の妨げにならない設置位置とする。 ・一敷地に複数設置する場合、他のデジタルサイネージとの距離を10m以上離すこととする。ただし、近接して設置する場合は、合計2㎡以下であればこの限りではない。 		

	2㎡超え5㎡以下とする場合	—	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な設置可能な大きさ、設置位置及び設置間隔については、2㎡以下の場合の基準を基本とし、敷地内の視点場となる空間の広がり等を踏まえ、本市との個別協議により決定することとする。 	—	—
周辺への影響を抑えるための基準	<ul style="list-style-type: none"> まぶしすぎない明るさ（輝度）とする。（※5）ただし、中之島地区及び各地区の中之島地区に面する建築物の中之島面については、眺望及び夜間景観に配慮し、輝度について、本市との個別協議により決定することとする。 まちなみを阻害しない色彩とする。（※6） 静止画の切替り（切替り間隔は15秒以上）のみとする。 音声は不可とする。（ただし、緊急時を除く。） 				
コンテンツの基準	<ul style="list-style-type: none"> 周辺景観に配慮したものとする。 観光情報、ニュース、災害時の避難情報など、まちの利便性や安全性を高める各種の情報やまちの魅力を向上させる映像等を提供し、その割合が1/4を超えていることとする。ただし、自家用広告（※7）のみ掲出する場合は、観光情報、ニュース、災害時の避難情報などの割合が1/10を超えていることとする。 公序良俗に反しないものとする。 見る人に不快感や不安感を与えないものとする。 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業に関する広告物を表示しないものとする。 中之島地区及び各地区の中之島地区に面する建築物の中之島面において壁面に設置する場合、表示内容は原則として、氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称に限る。 				

（※1）大阪市景観計画に定める広告物基準のうち、意匠等の基準を踏まえるものとする。

（※2）道路に面する部分の天井高より下の部分を低層部とする。道路に面する部分に吹き抜け等がある場合は、当該建築物の主要な天井高までを基本とする。また、歩道橋等により地上部以外に歩行者動線がある場合は、協議により、低層部とみなすことができる。

（※3）大きさの算定はフレームや架台等を除く画面の大きさとする。ただし、大阪市景観計画に定める広告物基準のうち、壁面広告物の表示面積に関する制限の範囲内であるものに限る。

（※4）地盤面から画面上端までの高さは2.3m、画面幅は1.5mを上限とし、設置位置や掲出内容に応じて配置すること。

（※5）夜間等、外光の状況及び周辺状況に配慮すること。

（※6）補色や彩度差の大きい色の組み合わせを使用せず、類似色や中間色など落ち着いた色を推奨する。

(※7) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標または自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置する広告物。

(2) デジタルサイネージを中層部に設置する場合

前 提 条 件	<ul style="list-style-type: none"> ・にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いものとする。 ・事前に市長と協議の上、コンテンツ等に関する地域独自の基準や協議体制を設けていることとする。 ・地域独自の基準に適合し、設置について合意が図られていることとする。
設置位置、大きさ、形態・意匠の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、高さ 31m以下とし、当該建築物における低層部の範囲を除く。 ・大きさは 100 m²以下とするが、具体的な設置可能な大きさについては、設置位置及び視点場となる空間の広がり等を踏まえ、本市との個別協議により決定することとする。なお、概ね 100 m²のものを設置する場合の設置位置は、高さ 31m付近に限る。 ・建築面積 200 m²以上の建築物のみ設置可能とし、1 敷地につき 1 ヶ所とする。 ・設置形態は壁面への設置のみとし、建築物と一体的な形態、意匠とする。
周辺への影響を抑えるための基準	<ul style="list-style-type: none"> ・まちなみを阻害しない色彩とする。(※1) ・まぶしすぎない明るさ(輝度)とする。(※2) ・心身に悪影響を与えない、不快感を与えないゆるやかな表示速度、繰り返し回数とする。 ・不快感を与えない音量、音色とする。
コンテンツの基準	<ul style="list-style-type: none"> ・デザイン性の高いものとする。(※3) ・観光情報、ニュース、災害時の避難情報など、まちの利便性や安全性を高める各種の情報やまちの魅力を向上させる映像等を提供し、その割合が 1/4 を超えていることとする。なお、災害時等の非常時においては、行政等の要請に応じて必要な情報を提供することとする。 ・公序良俗に反しないものとする。 ・見る人に不快感や不安感を与えないものとする。 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に該当する営業に関する広告物を表示しないものとする。

(※1) 補色や彩度差の大きい色の組み合わせを使用せず、類似色や中間色など落ち着いた色を推奨する。

(※2) 夜間においては周辺状況に配慮すること。

(※3) ニュースや災害時の避難情報等を除き、原則、文字のみの広告物は認めない。

別表第3 一時広告物掲出基準（第6条関係）

表示又は掲出の期間	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、1カ月以内とする。 ・表示又は掲出の期間の5倍以上の期間をあけること。
協議の対象となる大きさ、形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市景観計画に定める広告物基準に規定する表示面積を超える広告物 ・プロジェクションマッピング等の点滅又は動く広告物
周辺への影響を抑えるための基準	<ul style="list-style-type: none"> ・まちなみを阻害しない色彩とする。（※1） ・まぶしすぎない明るさ（輝度）とする。（※2） ・心身に悪影響を与えないゆるやかな表示速度、繰り返し回数とする。 ・不快感を与えない音量、音色とする。
コンテンツの基準	<ul style="list-style-type: none"> ・にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いものとする。 ・公序良俗に反しないものとする。 ・見る人に不快感や不安感を与えないものとする。 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する営業に関する広告物については表示又は掲出を認めない。

（※1）プロジェクションマッピング等の場合は、補色や彩度差の大きい色の組み合わせを使用せず、類似色や中間色など落ち着いた色を推奨する。

（※2）プロジェクションマッピング等の場合は、夜間においては周辺状況に配慮すること。

別表第4 必要な提出書類一覧（第4条―第12条関係）

第1号様式	デジタルサイネージ設置 協議申出書	<u>正・副2部作成すること</u>
第1号様式 の必要添付 書類	付近見取図	縮尺（1/2500以上）、方位、道路、目標となる地物を記載すること 対象となる歩行者の流れやデジタルサイネージの視点場を示すこと
	配置図	縮尺（1/1000以上）方位、デジタルサイネージの配置位置を示したもの
	立面図	縮尺（1/200以上）、立面図にデジタルサイネージ及び広告物の設置位置を示したもの *既存広告物についても表記すること
	デジタルサイネージ意匠図	デジタルサイネージの表示面積、高さを示すこと
	フォトモンタージュ等	主要な視点場からのフォトモンタージュ又は映像モンタージュ（昼・夜）のデータをDVDで提出すること
	コンテンツ計画等	コンテンツの内容がわかるものとして、映像データをDVDで提出すること *制作会社（作成者）を記載すること
	委任状	*手続き等に関して、代理人に委任する場合
	内部取扱規定	<u>低層部に設置する場合</u>
	地域独自の基準及び合意書	<u>中層部に設置する場合</u> ・地域における協議体制や基準がわかるもの ・地域との協議状況や合意を得ていることがわかるもの
	その他 市長が必要と認めるもの	委員会での審議用資料
第1-2号様式	デジタルサイネージ設置時チェックシート（低層部）	<u>低層部に設置する場合</u> *全項目をチェックしたうえで、第1号様式に添付して提出すること
第1-3号様式	デジタルサイネージ設置時チェックシート（中層部）	<u>中層部に設置する場合</u> *全項目をチェックしたうえで、第1号様式に添付して提出すること
第2号様式	デジタルサイネージ設置協議に係る見解通知書	

第3号様式	デジタルサイネージ設置協議に係る見解に対する回答書	
第4号様式	デジタルサイネージ変更協議申出書	正・副2部作成すること
第4号様式の必要添付書類	変更前と変更後の図書	配置図・立面図・広告物意匠図・コンテンツ計画等変更があるもの *図書の縮尺等詳細は第1号様式の添付書類と同じ
第5号様式	デジタルサイネージ変更報告書	(※) 軽微な変更の場合
第5号様式の必要添付書類	変更前と変更後の図書	配置図・立面図・広告物意匠図・コンテンツ計画等変更があるもの *図書の縮尺等詳細は第1号様式の添付書類と同じ
第6号様式	一時広告物事前協議申出書	正・副2部作成すること
第6号様式の必要添付書類	付近見取図	縮尺(1/2500以上)、方位、道路、目標となる地物を記載すること
	配置図	縮尺(1/1000以上)、方位、広告物の配置位置を示したもの
	立面図	縮尺(1/200以上)、立面図に広告物の設置位置を示したもの
	広告物意匠図	広告物の表示面積、広告物の仕上げ材料及び色彩
	一時広告物計画等	*プロジェクションマッピングの場合は内容がわかるものとして、映像データをDVDで提出すること *制作会社(作成者)を記載すること
	委任状	*手続き等に関して、代理人に委任する場合
	その他 市長が必要と認めるもの	委員会での審議用資料、映像
第7号様式	一時広告物変更協議申出書	正・副2部作成すること
第7号様式の必要添付書類	変更前と変更後の図書	配置図・立面図・広告物意匠図・一時広告物計画等変更があるもの *図書の縮尺等詳細は第6号様式の添付書類と同じ
第8号様式	一時広告物変更報告書	(※) 軽微な変更の場合

第 8 号様式 の必要添付 書類	変更前と変更後の図書	配置図・立面図・広告物意匠図・一時広告物計画等変更があるもの *図書の縮尺等詳細は第 6 号様式の添付書類と同じ
第 9 号様式	工事等取止届	
第 10 号様式	工事完了報告書	
第 10 号様式 の必要添付 書類	写真方向図	デジタルサイネージの設置箇所がわかるもの
	完了写真	カラー写真とし、撮影日時を記載すること *原則、全面を白色で表示した状態で運用上の最大輝度を測定し、測定値がわかるように撮影した写真も併せて提出すること
第 11 号様式	調査結果通知書	
第 12 号様式	実績報告書	*デジタルサイネージの場合は、毎年 8 月 15 日までに提出すること
第 12 号様式 の必要添付 書類	コンテンツ計画等	*変更協議の経過がわかるように記載すること *コンテンツの変更があった場合は、その内容がわかるものとして、映像データを DVD で提出すること
	一時広告物掲出実施結果等	*実施期間中の来街者及び周辺住民等の反応等を記録したもの *プロジェクションマッピングの場合は、現地での掲出の様子がわかる映像データを DVD で提出すること
第 12-2 号 様式	デジタルサイネージ運用 時 チェックシート (低層 部)	<u>低層部に設置する場合</u> *全項目をチェックしたうえで、第 12 号様式に添付して提出すること
第 12-3 号 様式	デジタルサイネージ運用 時 チェックシート (中層 部)	<u>中層部に設置する場合</u> *全項目をチェックしたうえで、第 12 号様式に添付して提出すること
第 13 号様式	実施計画書	*次年度の実施計画を記載し、毎年 9 月 30 日までに提出すること
第 13 号様式 の必要添付 書類	コンテンツ計画等	*決定しているコンテンツについては、映像データを DVD で提出すること
第 14 号様式	デザイン性に係る見解通知書	
第 15 号様式	デザイン性に係る見解に対する回答書	
第 16 号様式	デジタルサイネージ廃止等届	

部数の指定がないものについては、原則1部とする。

(※) 軽微な変更の場合とは、コンテンツの変更等に伴い観光情報やニュース、まちの魅力を向上させる映像等の割合に変更がない場合若しくは当該割合が増える場合、大きさや輝度、音量等の数値に変更がない場合若しくは当該数値が低くなる場合又は事業者に変更があった場合（その代表者に変更があった場合を含む。）をいう。